平成２５年（フ）第１９号
盛岡市三本柳13地割17番地35　セジュールローズコートＡ103号、旧住所福島県いわき市中央台飯野３丁目６番地の１　アークガーデンＡ103
債務者　川合　宏宣
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２０号
盛岡市三本柳13地割17番地35　セジュールローズコートＡ103号、旧住所福島県いわき市中央台飯野３丁目６番地の１　アークガーデンＡ103
債務者　川合　文惠
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２４号
盛岡市手代森６地割10番地６　岩手県立療育センター、住民票上の住所岩手県九戸郡洋野町大野第63地割10番地３
債務者　寒風　　勇
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１号
長崎県対馬市厳原町久田517番地１　カセアパート102、前住所長崎県対馬市厳原町豆酘2950番地
債務者　桐谷　芳江（旧姓梅野）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
青森県三戸郡階上町蒼前西６丁目９―1735　サンライズカマヤ206、住民票上の住所青森県八戸市大字十日市字下谷地12番地３
債務者　田中　健之
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第３号
兵庫県篠山市乾新町175番地１　篠山乾新町鉄筋住宅304号
債務者　久世　千草
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第６号
長崎県南島原市北有馬町丙4097番地１
債務者　飛永　榮子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
沖縄県那覇市字安謝53番地　ＡＣハイム302
債務者　金城　正人
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３３５号
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附108番地２
債務者　本間　玲子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３８号
大阪市港区築港２丁目６番７号
債務者　花山孝子こと　朴　　和美
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７９号
大阪市東住吉区矢田１丁目19番１号　センチュリーハイム公園東11号、前住所大阪市東住吉区公園南矢田２丁目１番６号
債務者　嶋田　　隆
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４９号
大阪市淀川区西三国１丁目29番４―306号
債務者　山崎　貴代（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８９号
大阪市東淀川区淡路４丁目10番１号リーベ淡路ビル601号
債務者　金田　江司
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７５号
大阪市淀川区新高５丁目７番２号
債務者　安山　貴洋
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６３４号
大阪府寝屋川市池田３丁目１番34号
債務者　大畑　邦子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７４０号
大阪市生野区新今里４丁目12番３―106号
債務者　羽渕　芳紀
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７４３号
大阪市大正区平尾４丁目13番２号
債務者　岡崎　清美
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部